

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：多機能事業所しっぷ	種別：児童発達支援センター	
代表者氏名：鈴木 京子	定員（利用人数）：20名（35名）	
所在地：愛知県小牧市大字上末3650番地1		
TEL： 0568-47-2360		
ホームページ：https://npo-sip.com/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成29年9月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：特定非営利活動法人ソーシャルインクルーシブピープル		
職員数	常勤職員：5名	非常勤職員：12名
専門職員	（児童発達支援管理責任者）1名	（児童指導員）2名
	（保育士）8名	（調理員）2名
	（理学療法士）1名	（医師 嘱託医）2名
	（指導員）2名	
施設・設備の概要	（居室数）4室	（設備等）遊戯室・園庭
		訓練指導室・トイレ

③理念・基本方針

★理念

「生きる力を育てる」「仲間とともに育ち合う」

★基本方針

安心できる環境の中で遊びを通して主体性を育てます

④施設・事業所の特徴的な取組

・感覚統合療育を取り入れた支援
(リトミック、斜面を利用した園庭)⇒最大の魅力 アピールポイント
・あそびを通して育つ力(5領域を意識した取り組み)
・主体性を育てる
活動プログラムを設けない自由保育をしながら子どもたちの主体性を育みます。
「できること」を増やすだけでなく、先生や友だちに惹かれ「やってみたい」というところを育てます。
活動プログラムは大人も子どももやるのがわかって安心ですがあえて活動プログラムを設けないやり方を設定しました。自由は意外と難しいと職員は感じていると思います。
・アレルギーに配慮した給食の提供
乳、卵を使用しない給食とおやつを提供しています。
乳、卵の栄養成分の代替え食品を使用してバランスの取れた食事内容、重篤のアレルギーの子たちがみんなと同じものを食べることが非常に大切だと思っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年6月30日(契約日) ~ 令和8年3月6日(評価確定日) 【令和7年12月1日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆法人代表の改善意識

訪問調査の3ヶ月前、事前説明会の際には第三者評価の受審に不安の色を隠せなかった法人代表(実質的な事業所責任者)であったが、3ヶ月間に多くのことを学び、多くの改善を成し遂げていた。作成の必要性を理解し、各種の計画やマニュアルが新たに作成されていた。法人理念の見直し・改定も行い、本筋は変えてはいないが、より分かりやすく、より丁寧に表現されている。法人代表の強い改善意識が感じられる。

◆地域共生社会の創設に向けて

理念である「生きる力を育てる」「仲間とともに育ちあう」ことを実現させるために、「…地域の皆さまとつながりながら…」と、法人代表がホームページの「理事長あいさつ」の中で述べている。その実践として、地域の公立保育園と交流したり、しゅぷマルシェ(フリーマーケット等)を開催したりしている。しゅぷマルシェには、地域の複数の障害者施設が生産物販売の店を出しており、地域における共生社会の創設のための第一歩とも言える取組みとなっている。

◆職員配置の充当

子どもの特性が一人ひとり異なり、それに伴って対応も異なっている。子どもに丁寧に関わるためには職員人数が大きく影響をする。一人ひとりの子ども、その日、その時の子どもの状態に合わせて支援を行うための人員配置が充当されている。誰でも支援ができる訳ではない子どもたちへの支援を継続していくために、今後もより意識の高い職員の確保、人員配置を継続されたい。

◆職員間の連携

特性を持った子どもの集団での関わりと個別での関わり、様々な場面でその場にいる職員が他の職員の意図を読み取り、言葉での補足も受けながら、子どもと関わっている。職員各自が一人ひとりの子どもを理解しているからこそその連携であり、その点においても目を見張るものがある。今後も職員間での連携を密にし、丁寧な支援を続けていってほしい。

◇改善を求められる点

◆具体的な数値目標等の設定を

「法人ビジョン・ミッションおよび中長期計画」や単年度の事業計画が策定されているが、一部を除いて具体的な到達点や目標数値の設定がない。そのため、立案した計画について期の途中で進捗状況を確認したり、期末に最終評価を実施する際に、評価が曖昧にならざるを得ない状態である。達成の可否や達成度合いを正しく評価するために、また職員の汗（努力）を事業報告書に表すためにも、事業計画等には具体的な数値目標等を設定することが求められる。

◆PDCAサイクルの意識

職員の資質向上を目的に「年間研修計画」に沿った研修が実施され、また外部研修に関しては、必要に応じて適切な職員を選んで参加させている。それらの研修受講後には「研修報告書」が提出され、感想欄には研修での学びや気づき、アクションプランが記述されている。残念なことに、研修がこの「研修報告書」で完結しており、アクションプランが支援の現場で実践されたか否かを確認するプロセス（PDCAサイクルのC）がない。履修から一定期間を置いた後、研修効果を検証する仕組みの構築が望まれる。

◆非正規職員の研修機会の確保

全職員が参加できる研修ばかりではないため、何となく理解している。理解できているであろうという状態の職員が存在する。日々の支援の中での疑問や相談には、その都度他の職員が伝えたり対応したりすることで、子どもに影響が出るようなことはない。ただ、施設全体の職員の資質向上という観点からすると、勤務時間に制限がある中での研修参加、会議参加は相当困難なこととは思いますが、全職員が同じ内容の研修を受けたり、研修内容が共有されることが必要だと思われる。一考を期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

はじめて第三者評価を受審しました。当初ははじめてのことで戸惑いながら話を聞いておりましたが丁寧な説明とやるべきことが明確に示され訪問前までに改善できる点を模索しながら訪問当日を迎えました。改善意識の点を高く評価して頂き、今後に向けてやるべきことが明確になりました。この度は本当に勉強になりました。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 a・b・c
＜コメント＞ 今回の第三者評価受審を機に、従来の理念の見直しを行った。理念の本筋は変えてはいないが、より分かりやすく、より丁寧に表現した。ホームページやパンフレットに載せ、保護者には見学時や入園説明、入園式等、機会あるごとに説明している。保護者アンケートに回答を寄せた保護者の9割超が、「保護者への理念・方針の周知」を肯定している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 a・b・c
＜コメント＞ 市の自立支援協議会・事業所部会に所属し、会議や研修等に参加して情報を取得している。市の担当課や子育て世代包括支援センター、基幹をはじめ委託や特定の相談事業所等からも有益な情報を得ている。それらの情報は、理事会や法人内の幹部職員との会議の場で話し合い、運営課題の抽出を行っている。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 a・b・c
＜コメント＞ 組織が小規模な分、小回りが利き対応の速さがある。非正規職員が多くを占め、情報交換・伝達や情報共有を喫緊の課題として捉えている。正規職員と非正規職員との人的なバランス調整は、財務や収益の状況を見つつ、中・長期的に改善を進めることとしている。他法人の児童発達支援センターと交流し、共通の課題について市に改善提言を試みている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a・b・c
＜コメント＞ 「法人ビジョン・ミッションおよび中長期計画」が策定されており、細かな分析の下に5～10年後を見据えた事業の方向性を示している。しかし、年度ごとの具体的な到達点や数値目標が示されておらず、単年度の事業計画作成に向けての枠組みを示すに至っていない。		
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5 a・b・c
＜コメント＞ 中長期計画に具体的な数値目標等が設定されていないことから、単年度の事業計画は中長期計画の方向性を反映しつつも、項目ごとに具体的な数値目標の設定がない。唯一、これまでの利用実績を分析し、一日当たりの平均利用者数と収入金額（報酬額）の目標値を掲げている。他の重要項目についても、可能な限り具体的な数値目標等を定めることが望ましい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人代表が事業運営の中枢を担い、事業計画の作成においても一極集中で行われている。非正規職員が多数を占める点、職員ごとに担当業務や役割が決められている点等、時間的な余裕のない状態で事業が運営されており、事業計画の作成においても、より多くの職員の参画を得ることが今後の課題となる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ a ・ b ・ c
<コメント> 法人代表の思い描く支援を職員が理解した上で子どもに接し、こどもの姿を通して保護者が事業所の目指しているところを理解している。発達に何らかの障害を持つ子どもの保護者であり、法人や事業所の事業展開には少なからず関心を持っている。アンケートでは、「理念や方針の周知」と同様に「保護者への事業計画の周知」も、90%を超える肯定回答が得られた。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ a ・ b ・ c
<コメント> 法定の自己評価を毎年実施し、ホームページで公表している。第三者評価は今回が初めての受審であるが、今後も定期的な受審を予定している。自己評価の分析は主として法人代表が行い、課題を導き出している。今回の第三者評価受審に伴う自己評価についても、いくつかの課題を抽出し、法人代表自らが改善に着手している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 自己評価の気づきから既に改善活動が始まっており、直近の数ヶ月間でかなりの改善が進んでいる。ただ、各種の計画作成やマニュアル作成等の改善の多くは法人代表一人での取組みとなっており、組織的、計画的な動きはない。改善活動にあたっては、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何を？）を明確にし、記録に残して計画的に取り組むことを期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> ※管理者を法人代表と読み替える。(保10~保13) 法人代表の職責は「運営規程」に明記されている。法人代表としての所信は、ホームページの冒頭部分「理事長あいさつ」の中で述べており、毎月発行の「ひろばだより」の年始の号でも表明している。法人代表不在時の権限委任先は、各マニュアルに記載されている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 法人代表は、自らが法令遵守責任者であることを認識している。こども家庭庁や県・障害福祉課のホームページを閲覧して最新情報を取得し、関連法令の改廃に気を配っている。支援に関連するものは職員会議で周知を図り、理解を深めるために職員研修を実施している。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> サービスを提供する側の質的向上を図るため、職員教育・研修に力点を置いている。価値観の統一、均一的なサービス提供、保護者との適切なコミュニケーション等々、必要な手順に関しては順次マニュアル化を進めている。ただ、マニュアルの内容についての職員理解の点で、特に非正規職員への研修頻度に関して改善の余地を残す。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 限られた職員で事業を円滑に進めていくため、業務のICT化を進めている。職員の出退勤管理やアプリを活用した「連絡帳」の仕組みの導入は、職員の業務負担の軽減だけでなく、保護者にとっての利便性の向上ともなっている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 人材確保に関しての法人の方針を示す「福祉人材の確保・定着計画書」が策定されている。職員の定着は良く、安定的な雇用が続いていることから、採用活動は離職等による欠員が生じたときに実施している。既存職員の紹介による入社が多く、それも定着の良さにつながっている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 法人としては成果主義型の人事制度（キャリアパス）を志向する意識が強いが、現行は年功序列・終身雇用型の人事制度が運用されている。現在、目標管理制度や成績考課を取り入れた人事考課制度を検討中であり、それらを組み入れたキャリアパスの構築を目指している。総合的、民主的な人事管理制度の構築が待たれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>有給休暇は時間単位での取得が可能であり、取得が進んでいない職員に対しては強制的に休暇を割り当てている。時間外労働は、職位・職階や業務に対する責任感等によって格差が生じているが、すべての職員について、法人が定めた時間内に収まっている。ワーク・ライフ・バランスへの配慮として、家族通院の介助や子育て等による時短勤務を認めている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>正規職員対象に目標管理を行っている。しかし、個人目標の設定プロセス、進捗管理や最終評価のプロセス、人事考課制度との連動等に課題を残しており、体系的な目標管理制度とはなっていない。個人目標に関しては、事業所の年度目標（例えば、利用率）と連動する形で設定することが望ましい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人の「福祉人材育成計画」が策定されている。その中に事業所の「福祉人材育成計画」も含まれており、そこに示された方針に沿って「年間研修計画」が作成されている。外部研修に関しては、必要に応じて適切な職員を選んでの参加である。それらの研修受講後には「研修報告書」が提出されているが、感想欄に記述されたアクションプランの実践状況が評価されていない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>事業所内での内部研修が「年間研修計画」にまとめられており、毎月の研修テーマと研修内容が記載されている。研修の多くに非正規職員の参加を求め、研修によって正規職員と非正規職員との知識や技術、意識等の格差是正を図ろうとしている。すべての職員に対し、年間2回の外部研修への参加が目標として掲げられている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れ実績はないが、受入れ態勢を整えて実施に備えている。実習生の受入れマニュアルがボランティアの受入れマニュアルと同次元でまとめられて作成されている。双方の受入れについては、意義や目的が根本的に異なることから、それぞれの受入れに特化したマニュアルを整備することが求められる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページやパンフレットを活用し、様々な情報を公開している。理念や方針の例に見るまでもなく、各種の変更や追記事項が時を経ずにホームページで更新されている。課題としては、苦情に関する情報が公表されていないことである。「苦情処理規程」には、「事業報告書、広報誌により公表する」とある。苦情の受付がない場合であっても、「苦情なし」の事実を公表されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ⑦ ・ c
<p><コメント></p> <p>事業所の金銭出納は小口現金制がとられている。物品の購買等に関しては決裁者と出納責任者の役割を分けて管理し、内部牽制を働かせている。法人監事による内部監査に関し、事業所における「監査報告書」の備付けが確認できなかった。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 理念である「生きる力を育てる」「仲間とともに育ちあう」ことを実現させるために、「…地域の皆さまとつながりながら…」と、ホームページの「理事長あいさつ」の中で述べている。その実践として、地域の公立保育園と交流したり、しゅぷマルシェ（フリーマーケット等）を開催したりしている。しゅぷマルシェには、地域の複数の障害者施設が生産物販売の店を出す。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p><コメント> マニュアルを整備し、それに沿ってボランティアの受入れを行っている。地域の中学校から、福祉体験学習の生徒を受け入れている。今年度は、3名の中学生を2回受け入れた。高校生となった当事業所の卒園生が、ボランティアとして手伝いに来ている。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 市が発行している福祉関係の組織や事業所等が網羅されたガイドブックを、地域の社会資源リストとして活用している。事業運営に関しては市の担当課や自立支援協議会と密に連携し、支援に関しての連携先としては保健センターや子育て世代包括支援センター等がある。それらとの渉外は、主に法人代表の役割となっている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 自立支援協議会の事業所部会に参加し、地域ニーズの把握に努めている。法人の関連事業（特定相談事業、保育所等訪問支援事業等）からも、地域の福祉ニーズを取得している。法人代表が精力的に活動し、ニーズを分析して法人の事業展開（新規事業の検討等）につなげている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 市の保育施策（0～2歳児の保育料無償化）により、近隣市町村からの住民移動が起こっている。子どもの数も増え、当然のことながら特別な配慮を必要とする子ども（障害を持った子ども、外国にルーツを持つ子ども等）も増加している。それらの子どもを、法人全体のキャパシティで受け止めようとしている。当事業所としては、園庭開放やしゅぷマルシェの取組みがある。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育の基本姿勢は、ホームページや施設紹介パンフレットに記載されている。理事長による研修が年2回行われ、職員への周知、理解につなげている。大人がモデルになる場面でのケース検討を通して、理論と実践をすり合わせ、より深い理解につなげている。職員によっては参加できていない研修もあり、事後フォロー研修等での理解の周知徹底を検討中である。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護や虐待防止をはじめとする人権擁護のマニュアルは整えられている。職員には4月の会議の中で話をして周知しているが、不参加の職員もいる。保護者には「重要事項説明書」やイベント時の掲示で周知する取組みをしている。実際の支援場面では、障害特性によりプライベートの空間が苦手な子どももいるが、できる範囲でのプライバシー保護を心がけている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>施設の情報は、ホームページや市の管理する情報サイトから発信している。施設への入所は、保健センターや保育園等からの紹介で入所となるケースがほとんどである。見学希望者には、「重要事項説明書」を用いて説明しながら実際の支援現場を見学できるようにしている。国外にルーツを持つ保護者には、翻訳アプリを活用して丁寧な説明を心掛けている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>入所説明は「重要事項説明書」に基づいて個別で対応し、保護者は「契約書」に加え、「同意書」を提出している。国外にルーツを持つ保護者や障害のある保護者へは、日本語版に加え、母国語に翻訳したり、ルビを振って対応している。配慮の必要な保護者には、説明内容に齟齬が生じないように、児童発達支援管理責任者が対応するルールとなっている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「成長記録」を作成し、ライフステージとして子どもの支援を行う意図をもって取り組んでいる。変更が生じる場合には、保護者との面談で了承を得ている。退所後の相談や問い合わせ等には、職員のみならず関係機関や関連する事業所、相談員との連携を図り、切れ目のない支援が行えるようにしている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>利用者満足の把握は、送迎時での会話や半年に1度の保護者面談、年に1度の保護者アンケート等で行っている。面談時には保護者からの相談を受けることも多く、随時職員で共有している。アンケート結果は全職員に共有してはいるが、対応策については児童発達支援管理責任者が提案している。個別面談や交流会等も含め、全職員で共有、対応していくことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整えられ、「重要事項説明書」に記載して入所時に保護者に説明している。園庭への入口の掲示板や相談室にも掲示されている。苦情に関する書類は永久保存とし、保護者からの声を活かすようにしている。保護者が匿名で意見や要望を伝えられるような方法についても検討されたい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 相談窓口について記載された文書は確認できなかったが、施設の特性上、一人ひとりの保護者との関係は深く、いつでも相談できる体制は整えられている。相談を受けた職員から児童発達支援管理責任者に報告が上がり、困難事案については相談事業へ紹介をする等の連携が取れている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<コメント> 相談について記載されたマニュアルはあるものの、相談記録に残すべき事項についてのルールが判然としない。時間をかけた相談については、記録に残すことが暗黙の了解となっている。他の相談の記録についての現状は、児童発達支援管理責任者の判断に委ねられている。事業所を問わず、法人としてのルール作成が望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<コメント> 「緊急時の対応マニュアル」が作成され、日常点検で安全管理を行っている。「ヒヤリハット」は職員各自が記入し、SNSで職員全員に周知し、プリントアウトして紙媒体としても記録に残している。年に1度程度、職員会議でロールプレイを取り入れた職員研修を行い、緊急時への対応に関して職員の意識の維持・向上を図っている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<コメント> 職員間で委員会の担当者を決定し、担当者を中心に年に2度程度、動画を含めた資料作成をし、ロールプレイでの職員研修を行い、感染症対策の指針を周知している。感染症発生時には、職員へはSNSにて、保護者へは情報共有システムを活用して情報提供をしている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ② ・ c
<コメント> 災害時の対応体制が整えられ、「避難訓練計画」に基づき、毎月1回避難訓練が行われている。建物が木造という観点から、地震後に火災が発生することを想定した訓練に重点を置いている。事業所全体での避難訓練も行き、連携の強化をしている。AEDを使用した訓練を、職員全員が消防署に出向いて受講している。ライフラインが止まった時の対応については検討中である。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ② ・ c
<コメント> 個別の支援計画が作成され、子ども一人ひとりの支援につなげている。職員全体で共通した文書としては、会議に使用する資料があるが、管理は各自に委ねられており、事業所としての共通した文書は確認できなかった。子どもの特性もあり、関わりが一律ではないものの、共通認識が必要な部分も多くあるため、職員が共通認識するための文書（標準的な実施方法）の作成が望まれる。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ② ・ c
<コメント> 個別の支援計画はその都度、マニュアル等については年に1回程度見直し、確認、修正を行っている。標準的な実施方法作成時には、見直しのスペック（誰が、いつ、どのような方法で）についても明記された。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<p><コメント> 入所時に、児童発達支援管理責任者が保護者面談を行い、保護者のニーズの把握をした上で個別の支援計画を作成している。児童発達支援管理責任者と正規職員、支援担当者でのケース検討会議で個別の支援計画のモニタリングを行い、次の計画作成に活かしている。食具の選択や食事の状況については、調理員と検討した上で食事を提供している。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<p><コメント> 個別の支援計画は、半年に1度のケース検討会議での意見を集約し、さらに保護者からのニーズを確認した上で、見直しを実施している。3月末には、個別の「成長記録」を作成する際にも、支援の評価を行っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもの発達状況や生活状況は、1年に1度保護者に「フェイスシート」に記入して、提出してもらうことで職員共有を図っている。施設での子どもの状況については「ケース記録」や「モニタリング記録」、「家族支援記録」、「成長記録」等の記録を残し、職員会議等で情報共有している。子どもに関する書類は事務所の鍵のかかる書庫で保管している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 職員の採用契約時に「個人情報保護規程」について説明し、職員から「合意書」が提出されている。保護者へは「重要事項説明書」にて説明し、同意が得られている。施設の特長として、個人情報の扱いについては職員各自が意識してはいるが、勤続年数が長い職員も多くなっているため、定期的に個人情報保護についての研修を行い、高い意識の継続を図りたい。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 事業所の理念や方針に沿った「支援プログラム」が作成されている。理事長が作成し、事業所内で共有した上で個別の支援計画作成につなげている。職員会議内で見直しを行っているものはあるものの、会議に参加しない非正規のパート職員への周知、共有は十分とは言い難い。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもの体調に合わせて温度、湿度の調整を行い、室内遊具や玩具の点検での安全管理等を毎日行っている。子どもの特性が多岐に亘るため、それぞれの子どもが過ごしやすい空間や素材等を把握し、支援室内外の環境を整えている。パーテーションを設置したり、食事と睡眠の場を別室にする等、独りで静かに過ごす場の確保等にも配慮や工夫がある。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント> 職員は、子どもが家での姿と同じ、頑張る場所（施設）ではないことを意識し、子どもの言動を受け入れ、子どもに合わせる関わりを重視している。子どもの特性により、関わり方も多岐に亘るため、職員間のその場ごとの情報共有、連携をとっている。不適切な関わりにならないよう、否定語は使わない、他の子どもに目を向ける、等を意識して支援している。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント> 保護者との連携を密にし、生活リズムを整えることを重視して関わっている。集団療育の場面、個別支援の場面ともに活動と休息のバランスを取りながら、一人ひとりの子どもの特性を把握し、子どもが自分から遊び出す姿に合わせて、職員は関わるよう意識している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント> 斜面を利用した園庭では段ボール滑り、草滑り等、子どもが大きな声を発したり、友達と一緒に笑顔になれるよう、職員が全力で遊ぶ姿を見せている。ホールで行うリズムや楽器遊びには参加しないが、職員や友達の姿を目で追ったり、声を発したりしており、一人ひとりの子どもの刺激になるよう、物的環境のみならず人的環境となるよう、職員は意識して遊びの提供をしている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<p><コメント> 非該当</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント> 施設の開所時間外の、早朝と夕方以降は保育園で生活している子ども、未歩行児等、発達状況や生活環境が異なるため、子ども一人ひとりに合わせた支援を行っている。1・2歳児に対しては、職員が支援する場面が多く、支援者の人数を多くして対応することも多い。年上の子どもの真似をして行動する姿を意図して、3歳以上児との関わりも多く取り入れている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 基本的には異年齢の集団で支援しているが、子どもの状態や体調に合わせ、個別の支援も取り入れて支援している。年度により発表する内容は異なるが、今年度は運動会を通して、3歳児と4歳児は保護者と成長を共有できる場を作った。年長児は卒園式でリトミックを行う予定でいる。小学校教諭や地域住民等、保護者以外の大人にも発表できる場を検討中である。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 障害の基本的知識を得るために、毎年、大学教授によるケース検討研修を行っている。市役所ふれあいセンター、愛知医療療育総合センター（コロニー）による研修を受け、個別の支援計画作成にも活かしている。正規職員はほとんど参加できているものの、時間的な制約がある非正規職員の参加が難しく、今後の課題となっている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 基本的な通所時間は9:30～15:30であり、その前後については、家庭によっては保育園と並行利用をしている。通所時間に間に合わない日については、保護者と施設が調整をして受け入れている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 「成長記録」を通して、小学校へスムーズに移行できるようにしている。就学に向けての動きとして、保護者への就学説明、就学先相談、就学予定小学校への見学を保護者に働きかけ、アポイントを取るための連絡や見学の付き添い等、相談支援事業と連携を取りながら行っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」が作成され、毎月1度の心音、目、身体測定を含む内科往診健診を行い、保護者への報告とともに子どもの健康管理を行っている。季節に合わせて熱中症、食中毒、感染症等の職員周知、対応を行っている。SIDS（乳幼児突然死症候群）に関して睡眠時チェックを行っているが、様々な職員が対応していることもあり、職員周知、保護者周知は十分とは言い難い。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 月に1度の内科往診健診の他、健康診断を受診している。健診結果は、情報連絡システムにて保護者に伝えている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 入所見学时にアレルギー対応について説明をしており、基本的に卵と乳を使用しない食事を提供している。施設、子どもの特性、宗教上の理由等で食べられない食材がある場合は、医師の指示書（アレルギー疾患生活管理指導表）の提出を含め、保護者との面談を経て、代替食や除去食の提供を行っている。配膳は事故が起らないように、正規職員が行っている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもが自らさつまいもを収穫し、型抜きをし、子どもの目の前でオーブトースターで焼く体験を通して、食に興味や関心が持てるようにしている。大型絵本を通して、ご飯のできる道筋や冷蔵庫の中に関心が持てるような取組みもある。職員が盛り付けた食事を子どもが選ぶことも、子どもの食への楽しみにつながっている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもには偏食が多いが、献立は栄養士が作成し、調理員が子どもが食べやすいように調理して食事を提供している。季節に合わせた献立や、おやつには花びら型のクッキー等も提供される。保育園勤務経験のある調理員が、「衛生管理マニュアル」に基づき、衛生に力を入れて対応している。委員会が設置され、食中毒対応についてはロールプレイによる職員研修も行われている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 毎日の子どもの様子は情報連絡システムを通して、写真を添えて保護者に情報発信している。保護者からも、写真があり具体的に子どもの様子が伝わってきて嬉しいと好評である。保護者との情報交換の内容は、SNSにて職員間で共有され、記録として残している。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 親子イベント、保護者交流会、理学講座、ペアレントトレーニング風な関わりの話を聞いたり、保護者が参加する行事は多い。保護者同士で意見交換をしたり、職員に対して愚痴を吐き出せる場の提供を通して、保護者が息詰まることがないように配慮している。突発的な相談にも対応できるよう、相談事業所との連携もある。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 「虐待防止マニュアル」が整えられ、年2回、虐待防止や身体拘束適正化等についての職員研修が行われており、子どもへの関わり方を周知している。子育て世代包括支援センター、基幹相談支援センター、特定相談事業所等とも連携を取り、子育てに不安を抱えている保護者が虐待行為に至らないよう見守っている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ① ・ c
<コメント> 職員向けの「自己評価チェック表」への記入や理事長面談にて、職員各自の振り返りや自己課題の明確化に取り組んでいる。職員会議やケース検討会議等の場で、職員の意見交換を通して、それぞれの考え方は何となくは伝わっていると思われるが、職員各自の自己評価を施設全体の振り返りや評価につなげているとは言い難い。		